

重要事項説明書 I 契約概要のご説明

★この「契約概要のご説明」は、PS 保険(家庭動物保険)の商品内容をご理解いただくために、特に重要な事項を記載したものです。ご契約いただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

★「契約概要のご説明」は、ご契約に関する全ての事項を記載したものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約をご参照ください。またご不明な点につきましては、弊社または取扱代理店までお問い合わせください。

1.PS 保険(家庭動物保険)のしくみおよび引受条件等

(1) 保険のしくみ

この保険は、保険期間中に日本国内においてペット※1 がケガ・病気を被り、獣医師の診療を受けた場合に、被保険者(補償の対象となる方)が負担された診療費を、保険証券記載の約定支払率に応じて補償します。

ただし、入院・通院または手術ごとに、1日(1回)における支払限度額と一保険契約における支払限度日数(回数)※2があります。

※1 ペットとは家庭で飼養する犬または猫をいいます。詳細は普通保険約款をご参照ください。

※2 支払限度日数(回数)に関する詳細は P7 の図をご参照ください。

(2) 補償内容

① 主な支払事由(保険金をお支払いする場合)

保険期間中に日本国内においてペットがケガ・病気を被り、獣医師の診療を受けた場合に、被保険者(補償の対象となる方)が負担された通院・入院または手術に関する診療費に対して保険金をお支払いします。

② 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない場合には、「お支払いの対象とならないケガ・病気」と「お支払いの対象とならない診療費等」があります。主なものはそれぞれ以下のとおりです。

■ お支払いの対象とならない主なケガ・病気

契約者・被保険者(補償の対象となる方)の行為によるもの	契約者または被保険者の故意、重大な過失によるもの など
自然災害によるもの	地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるもの
遺伝性疾患および先天性異常	股関節形成不全等の遺伝性疾患、および保険責任開始前に獣医師の診断により既に発見されている先天性異常

■ お支払いの対象とならない主な診療費等

予防に関する費用	ワクチン接種費用、その他の疾病予防のための検査・投薬 など
ケガ・病気にあたらないもの	・健康体に施す処置 ・妊娠、出産、帝王切開、早産、流産、不妊手術、去勢手術、爪切り、停留睾丸、臍(さい)ヘルニア、乳歯遺残、歯石取り、断耳、断尾、肛門嚢絞り、肛門腺除去 など
検査、代替医療等	・健康診断 ・漢方、針灸、温泉療法、酸素療法、免疫療法等の代替的処置 など
診療(診察または治療)にあたらぬもの	・食物、療法食、サプリメント、ビタミン剤等の健康食品、漢方薬(医療品を除く)の費用 ・シャンプー代を含む入浴費用、イヤークリーナーの費用(医薬品を除く) ・ペットの移送費、ペットホテルまたは保管のための費用 ・休日診療費用、時間外診療費、予約外診療費および住診費 ・診断書等の証明書類の文書作成費用 ・医薬品の配送費用 ・カウンセリング、相談、指導の費用 ・ペットの診療に付き添った者が負担した交通費等の付添費用

③ セットできる主な特約およびその概要

この保険にセットできる主な特約とその概要は次のとおりです。

特約名称	対象となる費用	特約保険金限度額	セット方式
被保険動物の QOL※1 維持費用担保特約条項	ペットが事故により傷害を被り、歩行に必要な部位・機能に後遺障害が生じ、ペットが歩行できない状態または歩行機能に著しい障害がある状態となった場合における、ペットの車イス等を製作する費用	10万円	自動セット
火葬費用等担保特約	ペットがケガ・病気により日本国内で死亡し、ペットの葬儀を行った場合に、被保険者(補償の対象となる方)が負担した火葬費用等	3万円	任意セット※2

※1 QOL とは「Quality of life(クオリティーオブライフ)」の略です。

※2 火葬費用等担保特約のセット条件について

- ・新規加入時、および継続手続時に任意に離脱が可能です。
- ・継続手続時に、新たにセットする場合は、再度告知および審査が必要となり、審査結果によりセットができない場合があります。
- ・9歳以上の場合は、取り外すことはできますが、新たにセットすることはできません。
- ・15歳以上の大型犬の場合は、特約をセットすることができません。

※普通保険約款については弊社ホームページからダウンロードできます。

### (3) 保険期間・待機期間・保険の継続について

#### ① 保険期間

この保険の保険期間は1年です。

#### ② 補償開始日

◆ 通常は、弊社にお申込書が到着した日が属する月の翌々月の1日となります。

(例: 8月20日にお申込書が到着→10月1日補償開始)

◆ ただし、毎月の1日に、弊社にお申込書が到着した場合のみ翌月の1日となります。

(例: 8月1日にお申込書が到着→9月1日補償開始)

◆ 詳しくは右表の「申込書到着日と補償開始日一覧」をご参照ください。

◆ また、インターネットでお申し込み手続を完了された場合には、申し込み手続をされた日を右表の申込書到着日とみなして補償開始日が決定されます。

#### ③ 待機期間

この保険に待機期間※はありませんので、補償開始日(=保険期間の初日)から補償されます。

※待機期間とは、初年度契約の保険期間の初日から概ね1ヶ月程度は補償されない期間のことをいいます。

#### ④ 保険の継続について

この保険の継続契約は終身です。ペットの年齢による継続契約の制限はございません。

また保険期間満了の3か月前に継続のご案内(継続通知書)をお送りいたします。そして、保険期間の満了日までに継続をしない旨、またはセットする特約を変更する旨のお申し出がない場合には、継続通知書に記載された補償内容で、この保険契約は自動継続されます。

### (4) 引受条件(約定支払率・支払限度)

保険の対象となる診療費に対し保険証券記載の約定支払率(50%、70%または100%)を乗じた額を保険金としてお支払いします。

ただし、下表のとおり入院・通院または手術ごとに、1日(1回)における支払限度額と、一保険契約における支払限度日数(回数)があります。

	通院	入院	手術
支度限度額	1日あたり 10,000円まで	1日あたり 20,000円まで	1日あたり 100,000円まで
一保険契約の 限度日数(回数)※1	20日まで	30日まで	2回※2まで

※1 入院・通院日数および手術回数は、保険期間中にペットに発生した全てのケガ・病気に対する診療日数を、入院・通院または手術した日が保険期間中であるか否かは問わず、入院・通院および手術ごとに計算します。詳細はP7の図をご参照ください。

※2 同一保険期間中の2回目の手術は、1回目の手術と異なる原因の手術に限り補償の対象となります。

■ 申込書到着日と補償開始日一覧

申込書到着日	補償開始日 (保険期間の初日)
1月1日	2月1日
1月2日~2月1日	3月1日
2月2日~3月1日	4月1日
3月2日~4月1日	5月1日
4月2日~5月1日	6月1日
5月2日~6月1日	7月1日
6月2日~7月1日	8月1日
7月2日~8月1日	9月1日
8月2日~9月1日	10月1日
9月2日~10月1日	11月1日
10月2日~11月1日	12月1日
11月2日~12月1日	1月1日
12月2日~1月1日	2月1日

## 2. 保険料

保険料はペットの種類、年齢、補償内容・特約の有無等により決定されます。

また、継続契約の保険料は継続時のペットの年齢に応じて変更となります。

## 3. 保険料のお支払い方法

保険料の払込方法は、口座振替(月払/一時払)またはクレジットカード(月払/一時払)でのお支払いになります。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約返れい金の有無

保険期間中に保険契約を解約された場合には、年間保険料を一時払(年払)していた場合に限り、普通保険約款に記載された計算方法によって計算した解約返れい金をお支払いいたします。

保険のお手続やご契約に関するご質問は、新規お客さまご相談窓口へご連絡ください。

少額短期保険会社 **ペットメディカルサポート株式会社**

新規お客さまご相談窓口 無料通話ダイヤル **0120-535-797** 受付時間: 平日 9:30~17:30(土・日・祝日はお休み)

ホームページ <http://pshoken.co.jp> 〒151-0053 東京都渋谷区代々木2丁目27番15号

弊社への苦情・お問い合わせ、ならびにペットにケガ・病気が起こった場合等につきましては、P8記載の「お客さまサービスセンター」までご連絡ください。

## 重要事項説明書Ⅱ 注意喚起情報のご説明

- ★この「注意喚起情報のご説明」は、PS保険(家庭動物保険)のご契約に際して、ご契約者にとって不利益となることからなど、特にご注意いただきたい事項を記載したものです。ご契約いただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- ★「注意喚起情報のご説明」は、ご契約に関する全ての事項を記載したものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約をご参照ください。またご不明な点につきましては、弊社または取扱代理店までお問い合わせください。

### 1.クーリングオフについて

ご契約のお申し込み後であっても次のとおりご契約のお申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

- ◆クーリングオフはご契約を申し込まれた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば行うことができます。(8日以内の消印有効)
- ◆クーリングオフの手続きは、取扱代理店では受け付けることができませんので、下記の弊社宛先に必ず郵送にてご連絡ください。
- ◆クーリングオフされた場合には、既に払い込みになった保険料は、すみやかにご契約者にお返しします。また弊社および取扱代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。
- ◆継続契約はクーリングオフできません。

#### 【弊社宛先】

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2丁目27番15号 ペットメディカルサポート株式会社 クーリングオフ受付係

#### ＜ご記載いただく事項＞

- (1)ご契約をクーリングオフする旨の内容(「下記の保険契約をクーリングオフします。」といった内容)
- (2)ご契約を申し込まれた方の住所・氏名(捺印)・連絡先電話番号
- (3)ご契約を申し込まれた年月日
- (4)ご契約を申し込まれた保険の対象となるペット名
- (5)ご契約を申し込まれた保険の加入プラン(50%補償、70%補償、100%補償のいずれか)

### 2.告知義務と通知義務等について

#### (1)ご契約お申込時における注意事項(告知義務等)

ご契約者または被保険者(補償の対象となる方)には、次の事項(告知事項)について弊社にお申し出いただく義務(告知義務)があります。告知事項の内容が事実と違っている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

この保険の普通保険約款では、告知事項は、以下の事項となります。

- ◆ペットの生年月日 ◆ペットの体重 ◆ペットの種類・品種 ◆ペットの健康状態と過去の傷病歴
- ◆他にご加入のペット保険契約の有無とその満了日 ※当保険と同様の費用を担保する他の保険会社(共済を含みます。)と重複してご契約する事はできませんのでご注意ください。保険金支払の対象になる診療費等に係る補償が重複する他のペット保険契約が負担した費用の額を超えるときは、弊社は、次の算式によって算出した額を、保険金としてお支払いします。
  - ①他の保険契約から保険金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
  - ②他の保険契約から保険金が支払われた場合  
被保険者が負担した診療費等の額から、他の保険契約によって支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- ◇暴力団等の反社会的勢力の構成員等、または反社会的勢力と一定の関係・関与を有する方、反社会的勢力に関与すると認められる方等については、ご契約の締結はできません。ご契約締結後に、当該関係に関する事実が判明した場合は、ご契約が解除(解約)となり、保険金はお支払いできません。

#### (2)ご契約締結後における注意事項(住所、電話番号等の変更)

ご契約者の住所や電話番号等の通知先を変更される場合は弊社または取扱代理店にご連絡ください。ご通知がないと重要なお知らせやご案内ができないことになります。

#### (3)ご契約締結後における注意事項(保険契約の失効)

保険期間中にペットが死亡した場合には、保険契約の効力は失われます(失効します)。この場合において、年間保険料を一時払(年払)していた場合に限り、普通保険約款に記載された計算方法によって計算した解約返れい金をお支払いいたします。

### 3. ペットにケガ・病気が発生した場合のお手続および保険金のお支払い時期について

#### (1) ケガ・病気が発生した場合について(通知等)

ペットにこの保険契約で補償されるケガ・病気が発生した場合には、遅滞なくP8記載の「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。この連絡(通知)が遅れますと保険金のお支払いが遅れたり、保険金をお支払いできない場合があります。

#### (2) 保険金の請求に必要な書類等について

保険金のご請求にあたっては、次の書類等のうち弊社が求めるものをご提出ください。

- ◆ 保険金請求書
- ◆ 動物病院発行の領収書、計算書または診療明細書の原本
- ◆ 弊社所定の診療明細書の原本

※ ペットの傷病に応じて、上記以外の書類等の提出を依頼することがあります。

#### (3) 保険金のお支払い時期について

弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取り付けを完了した日から、原則として20日以内に保険金をお支払いします。

##### 【支払時情報交換制度】

弊社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※ 「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、

(社)日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

### 4. 保険責任の開始について

保険責任は、保険期間の初日の午前0時に始まります。

### 5. 保険金をお支払いできない主な場合等

「契約概要のご説明 1.PS保険(家庭動物保険)のしくみおよび引受条件等(2)補償内容②保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

### 6. 保険料の払込猶予の取り扱いについて

#### (1) 口座振替の場合

保険料の払い込みは、保険料払込期日にご契約者の指定口座からの口座振替によって行います。

保険料払込期日の属する月の翌月末を経過しても保険料の払い込みがない場合は、下記の日から保険契約は解除となり、ペットに生じたケガ・病気に対しては、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

- ◆ 一時払保険料、および月払契約の初回保険料の場合は保険期間の初日
- ◆ 月払契約の第2回目以降の保険料の場合には保険料払込期日の属する月の翌々の1日

#### (2) クレジットカード払いの場合

保険期間の開始前にクレジットカードの有効性が確認できなかった場合、いかなるペットのケガ・病気に対しても保険金のお支払いはできません。

保険料払込期限までに保険料のお支払いがない場合は、下記の日から保険契約は解除となり、ペットに生じたケガ・病気に対しては、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

- ◆ 月払契約の第2回目以降の保険料の場合には保険料払込期限の属する月の翌月の1日

## 7. 保険契約の解約と解約返れい金

### (1) 解約のお手続について

ご契約後、保険契約を解約される場合には、弊社または取扱代理店にお申し出いただいたうえで、所定の書類をご提出いただく必要があります。

### (2) 解約時の保険料返れい金について

保険期間中に保険契約を解約された場合には、年間保険料を一時払(年払)していた場合に限り、年間保険料に右表に掲げる未経過月数に対応した未経過保険料率を乗じ、これを未経過保険料として返還します。

(計算式) 返還保険料 = 年間保険料 × 未経過保険料率(右表)

未経過期間は、保険期間の残月数とし、解約日を基準に1ヶ月未満の端日数を切り捨てた整数月とします。

未経過保険料率

未経過期間	未経過保険料割合(%)
11ヶ月	73
10ヶ月	67
9ヶ月	60
8ヶ月	53
7ヶ月	47
6ヶ月	40
5ヶ月	33
4ヶ月	27
3ヶ月	20
2ヶ月	13
1ヶ月	7

## 8. その他(特に法令等で注意喚起することとされている事項)

### (1) 保険期間中の保険料の増額または保険金の削減等

保険期間中に保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす状況の変化が発生した場合は、主務官庁への届出等を行ったうえで、保険期間中に保険料の増額または保険金の削減・減額を行うことがあります。

### (2) 継続契約の取扱い

- ◆ 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況の変化が発生した場合は、主務官庁への届出等を行ったうえで、継続契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- ◆ 保険契約の継続手続に際し、保険金のお支払いが増加し、本保険が不採算となり、保険契約の継続が困難であると認められる場合は、主務官庁への届出等を行ったうえで、継続契約を引き受けないことがあります。

### (3) 少額短期保険業者が引き受けられる保険契約の限度

- ◆ 保険期間は損害保険の場合、2年までとなりますが、この保険契約の場合、1年となります。
- ◆ 同一の被保険者(補償の対象となる方)についてお引き受けするすべての保険契約の保険金額の合計額は、1,000万円が上限となります。

### (4) 弊社の経営が破綻した場合の取扱い

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約に該当しません。また、同機構が行う資金援助等の措置の適用もございません。

## 9. 保険料控除

この保険は、保険料控除の対象にはなっておりません。

## 10.お客さま情報の取り扱いについて

弊社は、保険契約に関する個人情報、保険契約の締結もしくは履行または弊社の取り扱う商品・各種サービスのご案内・ご提供等を行うために取得・利用し、業務委託先、動物医療機関、他の少額短期保険会社・損害保険会社または再保険会社等に提供を行います。なおセンシティブ情報の利用目的については、保険業法施行規則等により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的の範囲に限定して利用・提供します。

### 1. 個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得いたします。  
弊社は、保険契約の申込書、保険金請求書、取引書類、アンケートなどにより個人情報を取得します。

### 2. 個人情報の利用目的

弊社は、取得した個人情報を、以下の目的(以下「利用目的」といいます。)に必要な範囲で利用します。利用目的は、ご本人にとって明確になるよう具体的に定め、ホームページで公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- (1) 保険契約の申込みに係る引受の審査、引受および管理
- (2) 保険契約にかかる付帯サービスの提供
- (3) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (4) 弊社が取り扱う保険商品やサービスの案内・提供
- (5) 弊社グループ会社・提携先企業が取り扱う商品やサービスの案内
- (6) 保険金請求に係る保険事故の調査(関係先への照会を含みます)
- (7) 保険金の支払い
- (8) 弊社が有する債権の回収
- (9) 保険金不正請求等の犯罪防止・排除
- (10) 弊社または弊社代理店が提供する商品やサービス等に関するアンケートの実施
- (11) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品やサービスの開発
- (12) 販売網基盤(代理店等)の新設・維持管理
- (13) 他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において委託された当該業務
- (14) その他、上記(1)～(13)に付随する業務ならびにお客さまのお取引、および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- (15) 利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときには、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

### 3. 個人データの第三者への提供

弊社は、以下の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供することはありません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 上記2. の利用目的の(1)または(6)～(9)の目的を達成させるために、動物医療機関、または他の少額短期保険会社もしくは損害保険会社等に対して照会等を行う場合
- (3) 他の少額短期保険会社もしくは損害保険会社等から、適正な保険金の支払い、または保険金不正請求等の犯罪防止・排除のための照会等を受けた場合
- (4) 上記2. の利用目的を達成するために必要な業務の全部または一部を、委託先(保険代理店を含みます)に委託する場合
- (5) 再保険会社と再保険契約の締結、再保険金の請求等を行う場合
- (6) 弊社グループ会社・提携先企業との間で共同利用する場合

### 4. 個人データの取り扱いの委託

弊社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取り扱いを外部に委託することがあります。弊社が、外部に個人データの取り扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

弊社では、例えば次のような場合に、個人データの取り扱いを委託しています。

- 保険契約の募集に関わる業務
- 事故の受付や損害調査などに関わる業務
- お客さまからのお問い合わせの対応に関わる業務
- 情報システムの保守・運用に関わる業務

### 5. センシティブ情報の取り扱い

ご本人の健康状態・病歴などのセンシティブ情報の利用目的につきましては、「保険業法施行規則第53条の10」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」により、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる場合に限定されています。

弊社は、これ以外には、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供いたしません。

### 6. 個人データの安全管理等

弊社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため取扱規定等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じています。

詳細につきましては、ペットメディカルサポート株式会社ホームページ(<https://pshoken.co.jp/>)をご覧ください。弊社または取扱代理店までお問い合わせください。

# 入院・通院の支払限度日数と手術保険金の回数について

(入：入院日 通：通院日 手：手術 ×：支払対象とならない診療)

契約前の期間

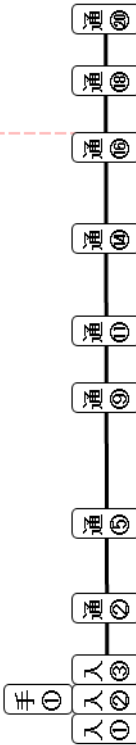
1年目の保険契約期間

2年目の保険契約期間(継続契約)

3年目の保険契約期間(継続契約)



<散歩中に右後足を脱臼>  
保険期間が始まる前に発生したケガ・病氣は、お支払いの対象になりません。



<散歩中の事故で右前足を骨折>  
発症したのは1年目の保険期間内であるため、1年目の保険期間が経過した後も、入院・通院日数は1年目の契約で通算します。



<胃腸炎を発症>

支払対象となる通院は、一保険契約で通算20日までになります。(入院は30日まで)



<初めて糖尿病と診断されて、治療を始める>  
同一のケガ・病氣は、そのケガ・病氣が発生した保険期間の契約で通算します。また、そのケガ・病氣が完治したと認められない場合は、以降の保険契約(継続契約)では補償の対象になりません。

## ご注意① 入院・通院について

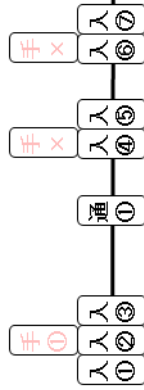
保険期間中に発生し、お支払いの対象となったケガ・病氣に対する入院・通院であれば、その保険期間(1年間)が終了した後であっても、支払限度日数(入院30日/通院20日)まで補償の対象になります。入院・通院にかかわる保険金請求は、1日の診療費が高額なものを順に行なうなど、支払限度日数を有効に使うことをおすすめします。

保険期間を継続されますと、あらたに支払限度日数(入院30日/通院20日)まで補償の対象になります。ただし、継続する前に発生したケガ・病氣に対してお支払いできる入院・通院の日数が増えることはありませんのでご注意ください。



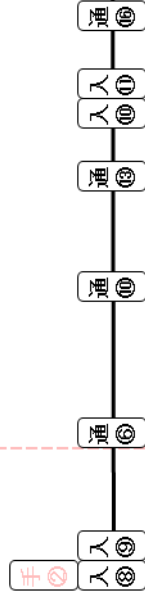
<胃腸炎を再発症>

すでに完治していたと認められる傷病であれば、同じ傷病を再発した場合もお支払いの対象になります。



<初めてガンと診断されて、治療を始める>

1回目の手術(手①)と同一原因の手術であるため、再度、再々度の保険期間が経過した後も、入院・通院日数は2年目の契約で通算します。



<階段から転落して、右前足を骨折>  
2回目の手術(手②)は、1回目の手術(手①)と異なる原因の手術であるため、お支払いの対象になります。(一保険契約で手術は2回まで)

## ご注意② 手術について

保険期間中に発生し、お支払いの対象となったケガ・病氣に対する手術であれば、その保険期間(1年間)が終了した後であっても、支払限度日数(2回)まで補償の対象になります。手術にかかわる保険金請求は、手術費用の高額なものを順に行なうなど、支払限度回数を有効に使うことをおすすめします。なお、保険期間中に発生し、お支払いの対象となる手術は2回までですが、2回目の手術は、1回目の手術と異なる原因の手術に限って補償の対象になります。

保険期間を継続されますと、あらたに支払限度回数(2回)まで補償の対象になります。ただし、継続する前に発生したケガ・病氣に対する手術は、補償の対象になりませんのでご注意ください。

## 1 お電話

診療費の全額をお客さまが動物病院にお支払いの上  
「お客さまサービスセンター」までご連絡ください。※1

※1 万一ペットにケガ・病気が発生した場合は、弊社または取扱代理店に遅滞なくご連絡ください。

無料通話  
ダイヤル

**0120-335-573**

受付時間: 平日 9:30~17:30  
(土・日・祝日はお休み)

■保険証券をご用意ください。

## 2 書類のご提出

保険金請求書のご記入と領収書・診療明細書の原本が  
必要となります。

■保険金の「まとめ請求」も可能です。※2

■診断書は原則不要です。

※2 傷病の程度などによっては、一定期間の治療費をまとめて1回でご請求いただくことも可能ですので、弊社までご相談ください。

## 3 保険金のお支払い

原則として書類完備後 20 日以内にお客さま(被保険者)の  
指定預金口座に保険金をお支払いします。

新規お客さまご相談窓口 無料通話  
ダイヤル **0120-535-797** 受付時間: 平日 9:30~17:30 (土・日・祝日はお休み)



ペットサポートの 少額短期保険会社  
**PS保険** ペットメディカルサポート株式会社  
登録番号: 関東財務局長 第 24 号 (少額短期保険)

ホームページ

<http://pshoken.co.jp>

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2 丁目 27 番 15 号

■お客さまのご都合により、下記の指定紛争解決機関をご利用いただくこともできます。

一般社団法人 日本少額短期保険協会 「少額短期ほけん相談室」

 **0120-82-1144** **FAX 03-3297-0755**

受付時間: 9:00~12:00、13:00~17:00 受付日: 月曜日から金曜日(祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

URL: <http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult.html>